

公益社団法人福岡県社会福祉士会 正会員各位

第4回受付パブリックコメントの募集について(お願い)

前月の11月号通信では、代議員制度導入にむけて必要な「定款の改正案」と「代議員総会運営規則制定案」と「役員及び代議員選出規則制定案」をご覧いただき、第3回受付パブリックコメントの受け付けを致しました。

今回は、いよいよ制度の細目を定める規程整備の段階になりました。下記のとおり、4つの規程を制定することが必要なため、皆さまにその制定案をご覧いただきます。4番目は、支部化を行うための規程で、支部の組織とその運営に関する内容を定めるものになります。

つきましては、前回同様、現在検討中の下記規程整備内容案をご覧いただき、パブリックコメントを募集いたします。できるだけ多くの方からご意見をお寄せいただきたくご協力お願い申し上げます。

目次

- | | | |
|---|---------------------------------|------|
| 1 | 役員選出規程 (制定案) | P 3 |
| 2 | 代議員選出規程 (制定案) | P 5 |
| 3 | 選挙管理委員会規程 (制定案) | P 10 |
| 4 | 支部の組織及び運営に関する規程 (制定案) | P 12 |

■パブリックコメント(ご意見)の応募方法

右記QRコードからお寄せ下さい

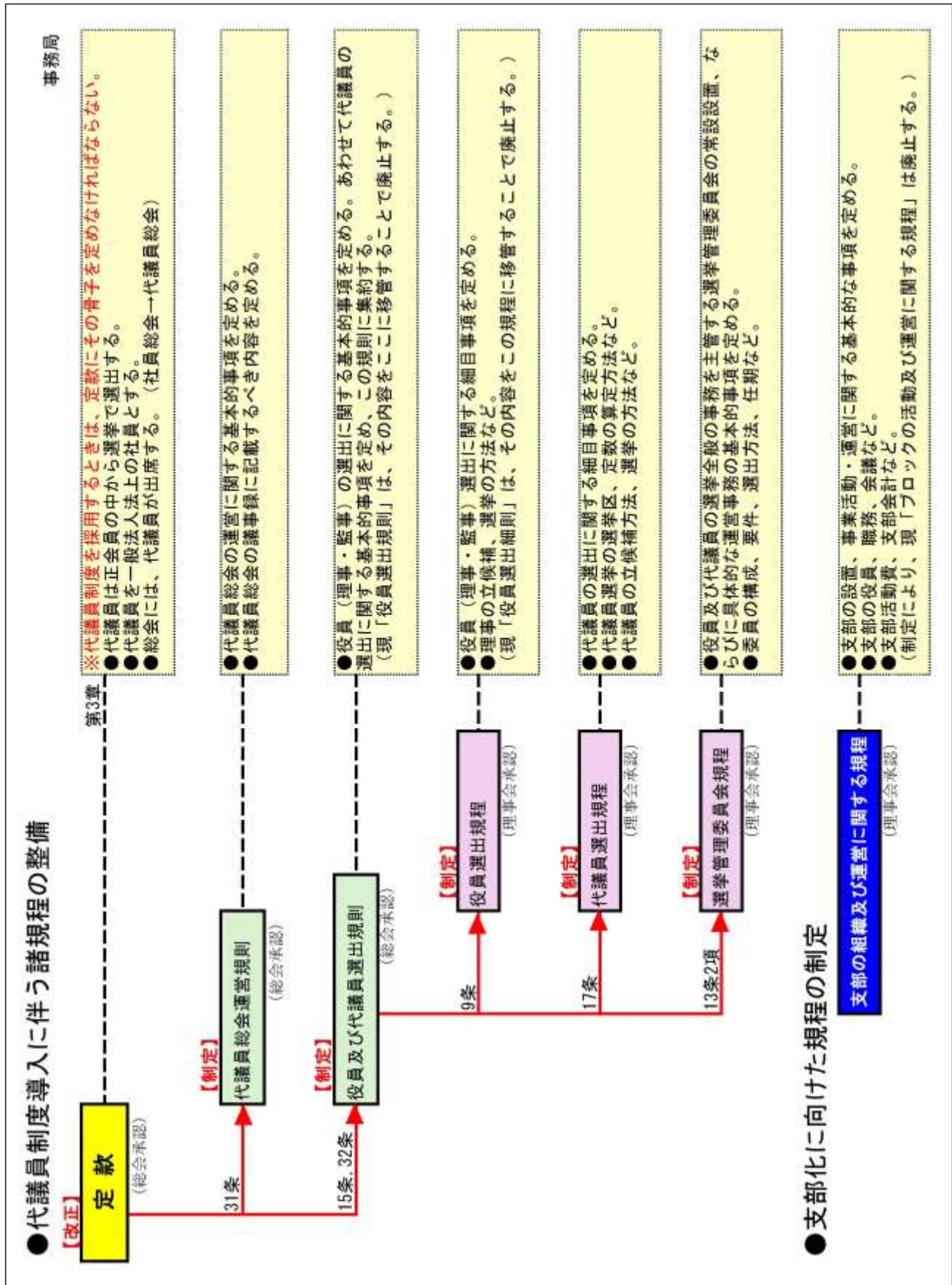


■ご意見受付締切 12月14日(日) 12:00 まで

【注】これまでお寄せいただいたパブリックコメントは、ホームページでご覧いただけます。

【お問合せ先】

公益社団法人福岡県社会福祉士会 事務局 辻
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12 アイビーコートⅢビル5F
TEL 092-483-2944 FAX 092-483-3037
E-mail info@facsw.or.jp



【注】今回ご覧いただくのは、上図の下4つとなります。

1 役員選出規程 制定案

公益社団法人福岡県社会福祉士会 役員選出規程（案）

規程第●号
2026年12月●日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員及び代議員選出規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

（改選年）

第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の6月の定時代議員総会において行う。
2 理事会は、前項の改選実施について、その9ヶ月前から会員へ広報しなければならない。
3 第1項の規定にかかわらず、定款第36条第2項の規定に基づき、監事はその任期に従い選任後4年毎に改選する。

（会員理事選挙の公示）

第3条 選挙管理委員会は、改選年の2月までに、会員理事選挙に関する公示を行わなければならない。
2 選挙管理委員会の設置及び運営に関する細目は、理事会が別に定める。

（立候補受付期間）

第4条 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定め、改選年の3月15日までにこれを完了させなければならない。

（立候補届様式）

第5条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。
2 立候補者の自署及び捺印のないものと立候補者の顔写真のないものは無効とする。

（推薦書様式）

第6条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。
2 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。
3 立候補者確認印のないものは無効とする。

（応募手続）

第7条 立候補者は、第5条の立候補届を提出するときは、3人の正会員から第6条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、選挙管理委員会が定めた期限までに必着となるよう提出するものとする。
2 前項の応募は、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

（立候補者の名簿等情報の公表）

第8条 選挙管理委員会は、立候補者の名簿等の情報を会報等により会員に公表する。
(1) 氏名
(2) 年齢
(3) 会員番号
(4) 勤務先名称及び職種内容
(5) 自宅住所地及び勤務地の住所地（市区町村名のみ）
(6) 主な活動歴（社会福祉士会での活動歴及び勤務先での職務経歴）
(7) 立候補の理由・抱負
(8) 顔写真
(9) 推薦者の氏名と会員番号

（立候補者定数未達の措置）

第9条 立候補者数が定款第32条第1項第1号に定める定数（15人以上20人以内）の下限に満たない場合は、選挙管理委員会は、改選年の4月末日までに7日間以上の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。
2 前項の手続き方法等については、選挙管理委員会が改めて示す方法に従うものとする。

（会員理事選任の方法）

第10条 定時代議員総会において会員理事を選任するときは、定款第29条（書面議決等）により出席とみなされた者を含めた出席者の投票結果に基づき決するものとする。

- 2 立候補者数が会員理事定数の上限（18人）を超えた場合は、前項の出席者による選抜投票を行い、得票数上位18人が理事として選任される。
- 3 立候補者数が会員理事定数の範囲内（13人以上18人以内）である場合は、個々に第1項の出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。
- 4 定時代議員総会の当日出席者による投票は、無記名投票とする。

（事前の書面表決による投票）

- 第11条** 定時代議員総会に出席できない者は、予め本会が指定した書面表決用紙を提出し、又は電磁的な方法により期限までに投票するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合においてはその書面表決を無効とする。
 - （1）書面表決者本人の氏名・会員番号が無い場合
 - （2）提出期限の期日を過ぎた場合
 - 3 書面表決を行った者は、期限を過ぎて書面表決用紙の差し替え、取り消しはできないものとする。
 - 4 選挙管理委員会は、郵送により提出された書面表決用紙は事務局において受け付け計数管理し、厳重に保管するものとし、定時代議員総会当日の投票時までの間、その投票総数以外の情報は非公開とする。
 - 5 選挙管理委員会は、定時代議員総会終結後3か月間は、書面表決済みの書類は厳重に保管しなければならない。

（会員理事の具体的投・開票方法等）

- 第12条** 第10条第2項（立候補者数が会員理事定数の上限18人よりも多い場合）の投票方法は、次のとおりとする。
- （1）立候補者の氏名が列記された用紙に定数の上限数（18個）の○印を付して投票する。
 - （2）○印の合計数が会員理事定数の上限よりも多い場合（19個以上）は、これを無効票とする。
- 2 選挙管理委員会は、定時代議員総会当日、事前の書面表決結果と当日実施した投票結果を合算し、次の基準にて決するものとする。
- （1）投票された○印の合計得票数の上位第1位から第18位までの18人を当選とする。
 - （2）第18位の得票数が同数で複数人となった場合は、その同数の候補者を対象として、定時代議員総会当日の出席者全員により、選挙管理委員会が示す方法で決戦投票を行う。
 - （3）前号の決選投票の結果、なお同数の場合には、選挙管理委員会が示す方法で、立候補者同士でくじ引きを行い決する。

（補欠選挙）

- 第13条** 会員理事に欠員が生じ、規則第6条第1項第1号に規定する会員理事定数の下限（13人）の人数を満たさず、定款第32条第1項第1号に規定する理事定数の下限（15人）を下回ったときは、その定時代議員総会の終結後直近の代議員総会または臨時代議員総会で補欠選挙を行うものとする。ただし、直近の代議員総会が役員改選を予定している場合はその限りではない。
- 2 前項の手続き方法等については、理事会の議決を経て、第9条第1項の規定に準じて行うものとする。

（補充選挙）

- 第14条** 会員理事数が、規則第6条第1項第1号に規定する会員理事定数の範囲内であって上限（18人）に満たない場合、直近の代議員総会または臨時代議員総会で補充選挙を行うことができる。
- 2 前項の手続き方法等については、理事会の議決を経て、第9条第1項の規定に準じて行うものとする。

（役員の名簿公表）

- 第15条** 役員が代議員総会で選任されたときは、会報等により会員に報告するとともに、公益社団法人福岡県社会福祉士会情報公開規程第3条の規定に基づき、すみやかに本会ホームページに役員名簿を次のとおり公表するものとする。
- （1）役職名
 - （2）氏名
- 2 前項各号の内容について役員に異動があったときは、すみやかに最新の名簿情報を公表するものとする。

（改廃）

- 第16条** この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2026年12月●日から施行する。

【注】理事の立候補届、推薦書等の様式は、上記内容が確定してから作成します。

2 代議員選出規程 制定案

公益社団法人福岡県社会福祉士会 代議員選出規程（案）

規程第●号
2026年12月●日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員及び代議員選出規則第12条に基づき、代議員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

（代議員数）

第2条 代議員総数は、概ね正会員50人当たり1人とし、次の手順・要領により算出する。

- （1）改選の前年6月1日時点の正会員数を50で除した数とする。
- （2）ただし、前号で算出した数値に小数点以下がある時は、小数点以下を切り捨てた整数とする。

（代議員候補の選出枠と定数）

第3条 代議員の立候補は、次に定める選出枠ごとに行うものとする。

- （1）役員経験者枠 本会の正会員であって、本会の創立後理事または監事としての経験を有する者
- （2）一般会員枠 本会の正会員であって、前号の役員経験者でない者

2 前項の選出枠の定数は、それぞれ概ね半数とし、次のとおり算出する。

- （1）役員経験者枠の定数は、第2条第2号で算出した総数を2で除した数とし、小数点以下がある時は切り上げた整数とする。
- （2）一般会員枠の定数は、第2条第2号で算出した総数から前号の役員経験者枠の定数を差し引いた数とする。

（代議員の選挙区）

第4条 代議員の選挙区は、全県選挙区およびブロック選挙区とし、次のとおり第3条の選出枠ごとに設ける。

- （1）全県選挙区
役員経験者枠から立候補する者を対象とする。
- （2）ブロック選挙区
福岡ブロック選挙区、北九州ブロック選挙区、筑豊ブロック選挙区、筑後ブロック選挙区の4選挙区とする。一般会員枠から立候補する者を対象とし、本人の自宅所在地、自宅が福岡県外にある場合にあっては勤務先の所在地のブロックを選挙区とする。

（選挙区の定数）

第5条 全県選挙区の定数は、第3条第2項第1号で算出した数とする。

2 ブロック選挙区の各ブロック定数は、次の手順・要領で算出した数とする。

- （1）改選期の前年6月1日時点の各ブロックの正会員数を元に、各ブロックの構成比で第3条第2項第2号の定数を比例配分する。
- （2）前号の構成比は、小数第2位（第3位四捨五入）までの数値を用いる。
- （3）第3条第2項第2号の定数に、その構成比を乗じて得た人数の小数第1位を四捨五入した整数を各ブロックの選挙区定数とする。
- （4）前号で算出した各ブロックの定数の合計が、第3条第2項第2号のブロック選挙区全体の定数を超過したときは、最も会員数の多いブロックの定数から超過した分を差し引いて調整し、ブロック選挙区全体の定数を下回った時は、最も会員数の少ないブロックに1人を加算して調整して確定する。

3 選挙管理委員会は、改選前年の8月末までに、全県選挙区の定数、ならびにブロック選挙区においては各ブロックの定数を算出し、その年の10月末までに全正会員に対して定数を公開しなければならない。

4 前項の公示は、会報及びホームページで公開するものとする。

(予備代議員)

第6条 本会定款第17条第4項の予備代議員の選出方法・定数は、次のとおりとする。

- 2 予備代議員は、代議員選挙において落選した者のうち、各選挙区で得票数の最も多かった者を第1位の予備代議員として登録するものとし、各選挙区の代議員が欠けたときには繰り上げ当選とする。
- 3 前項の予備代議員の代議員選挙での得票数が複数名同数あった場合は、選挙管理委員会がくじ引きを行い、優先順位を決定する。
- 4 代議員選挙で落選者がいなかった選挙区の場合は、予備代議員を選定できないため、その選挙区で代議員が欠けたときは、次期代議員選挙までの間は欠員扱いとする。
- 5 繰り上げ当選した代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。

(代議員立候補者の基礎的要件)

第7条 代議員立候補者の要件は、改選の前年6月1日時点以降正会員であって、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 国外に在住していないこと。かつ代議員の任期中に国外に在住する予定がないこと。
- (2) 役員（理事または監事）ではないこと。さらに役員選挙に立候補予定でないこと。
- (3) 選挙管理委員会の委員ではないこと。

(代議員選挙の公示)

第8条 代議員の選挙は、定款第17条第3項に定めるところにより、改選の前年6月1日時点以降の正会員を対象に、その年の10月末までに選挙管理委員会は代議員選挙の公示を行なう。

- 2 立候補者は、選挙管理委員会が定めた期日までに「立候補届」を郵送（当日の消印有効）により選挙管理委員会へ提出しなければならない。
- 3 「立候補届」には次に掲げる内容を記載する。
 - (1) 氏名（ふりがな）
 - (2) 会員番号
 - (3) 自宅住所地（市町村名のみ）
 - (4) 勤務先名称及び職種
 - (5) 主な活動歴
 - (6) 立候補理由・抱負
 - (7) 立候補する選挙区

(立候補の受付期間)

第9条 選挙管理委員会は、代議員の立候補受付を改選年の1月上旬から2月10日を期限として、15日間以上20日間以内の期間で定める。これを第一次立候補受付期間と定めて、第8条の公示に明記する。

- 2 選挙管理委員会は、第一次立候補受付を行った結果、立候補数が定数に満たなかった場合は、2月末日までを期限として、第11条により第二次立候補受付を行うことができる。

(代議員候補者の推挙)

第10条 正会員は、代議員としてふさわしいと思う人物を推挙することができる。

- 2 選挙管理委員会は、代議員の立候補受付を受け付ける他、同時に正会員から「代議員候補者推挙届」（以下「推挙届」という。）を前条第1項の第一次立候補受付期限まで受け付ける。
- 3 前項の推挙届提出に当たっては、必ず被推挙人の内諾を得ておくものとし、所定の推挙書を選挙管理委員会あてに提出するものとする。
- 4 推挙書には、推薦理由を記載しなければならない。
- 5 推挙できる候補者は、第4条第1項の全県選挙区1人、各ブロック選挙区1人の計2人までとする。
- 6 推挙者は立候補できない。
- 7 立候補者は推挙することはできない。
- 8 選挙管理委員会の委員は、代議員の推挙者になることはできない。

(立候補の第二次受付)

第11条 選挙管理委員会は、第一次立候補受付の結果、立候補者数が定数に満たなかった場合は、2月末日までを期限として第二次立候補受付調整期間を設ける。

- 2 選挙管理委員会は、第10条の推挙届で最も数多く推挙された被推挙人と調整し、立候補を受け付ける。その調整は定数に合致させるものとする。
- 3 立候補者数が定数と合致した場合は、候補者全員を当選とする。

(代議員選挙)

- 第12条** 選挙管理委員会は、第一次立候補受付の結果、立候補者数が定数を上回った場合は、当該選挙区ごとに投票を行い、定数までの得票数上位者を当選とする。
- 2 前項の投票は、選挙管理委員会が4月初旬に予め会報及びホームページに掲示し会員に報告し、投票の受付を4月25日までに完了させる。
 - 3 第1項の投票手段は、電磁的な方法による投票（電子投票）とする。ただし、書面による投票も可とする。なお、同一人が電子投票と書面投票の両方行った場合、もしくは複数回投票した場合は、選挙管理委員会の受付日時で最後に受付されたものを採用するものとする。
 - 4 投票方法は、立候補者の氏名が記入された用紙に、信任する候補者に定数までの数だけ○印等のチェックを入れる形で行い、定数を上回る数のチェックをした場合及びチェックが全く無い場合は、これを無効票とする。

(代議員当選者名簿)

- 第13条** 選挙管理委員会は、当選者名簿を5月10日までに作成し、立候補者全員に当落結果を報告する。
- 2 前項の候補者名簿は、第4条第1項で定める選挙区ごとの定数及び立候補者数、ならびに立候補者の氏名とその推薦者の氏名が明記される。
 - 3 当選者名簿は、6月中旬までに全正会員に会報及びホームページで公表し通知する。
 - 4 選挙管理委員会は、当選者名簿ならびに予備代議員の名簿を6月に開催する定時代議員総会に報告するものとする。

(任期)

- 第14条** 代議員の任期は、定款第18条第1項の規定により、代議員選挙による選任後、最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。
- 2 第1項の規定にかかわらず、本会の最初の代議員は、選任の2年後の6月に開催する定時代議員総会の終結の時までとする。

(委任)

- 第15条** この規程に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。
- 2 本規程により、解決できない事態が発生した場合は、理事会の定めるところによるものとする。

(改正)

- 第16条** この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2026年12月●日から施行する。
2. 本会定款の改正議決とともに本規程も同時に施行されるが、その改正定款の附則第9項に基づき、本規程による代議員選挙を予め実施し、最初の代議員予定者とし選出された者を、本規程施行後の最初の代議員とする。

【注】代議員の立候補届出用紙等の様式は、上記内容が確定してから作成します。

【参考】代議員の選挙区についての構想イメージ図

【立候補】 ※並立制

	役員 経験者	一般 会員
全 県 選挙区	○	×
ブ ロ ック 選挙区	×	○

【注】一般会員は自分のブロックのみ可

【投票】 ※有権者に2票

	役員 経験者	一般 会員
全 県 選挙区	○	○
ブ ロ ック 選挙区	○	○

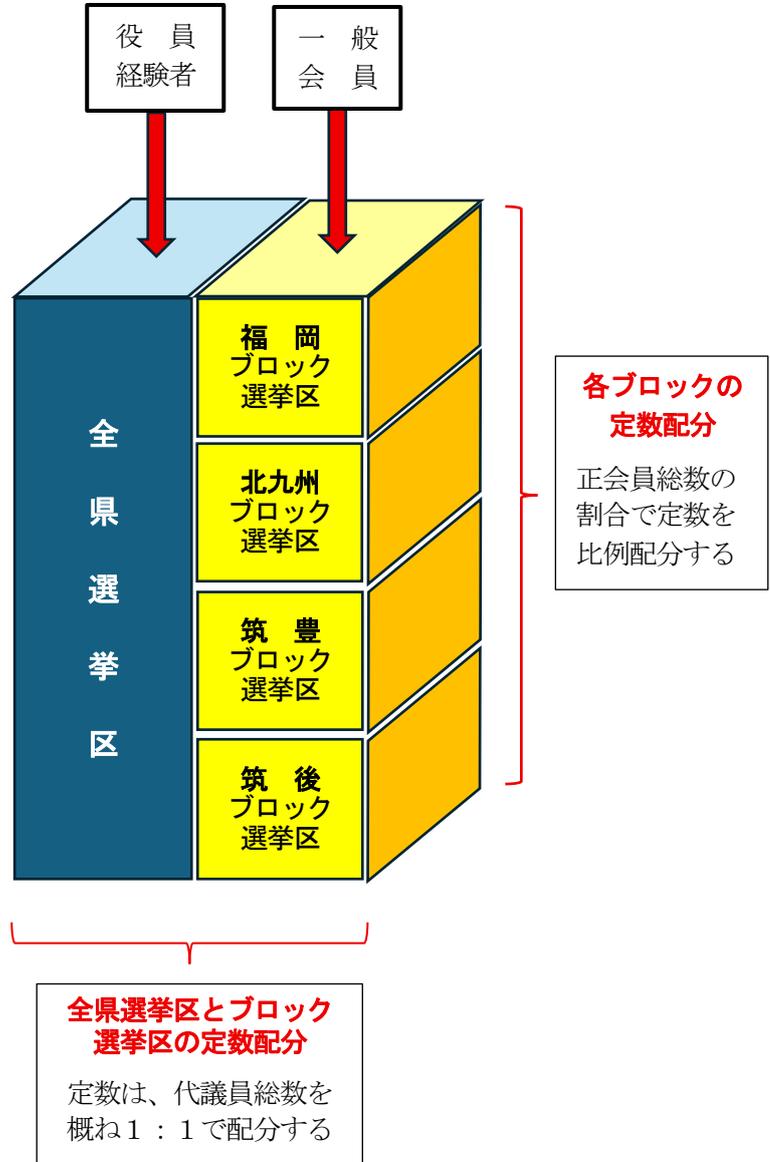
【注】ブロック選挙区は自分のブロックのみ投票可。

【特記事項】 ※現役員は非有権者

- 現役員は、代議員に立候補できない。
- 現役員は、投票することができない。

※内閣府「公益認定等ガイドライン」の規定に従う

立候補者の要件



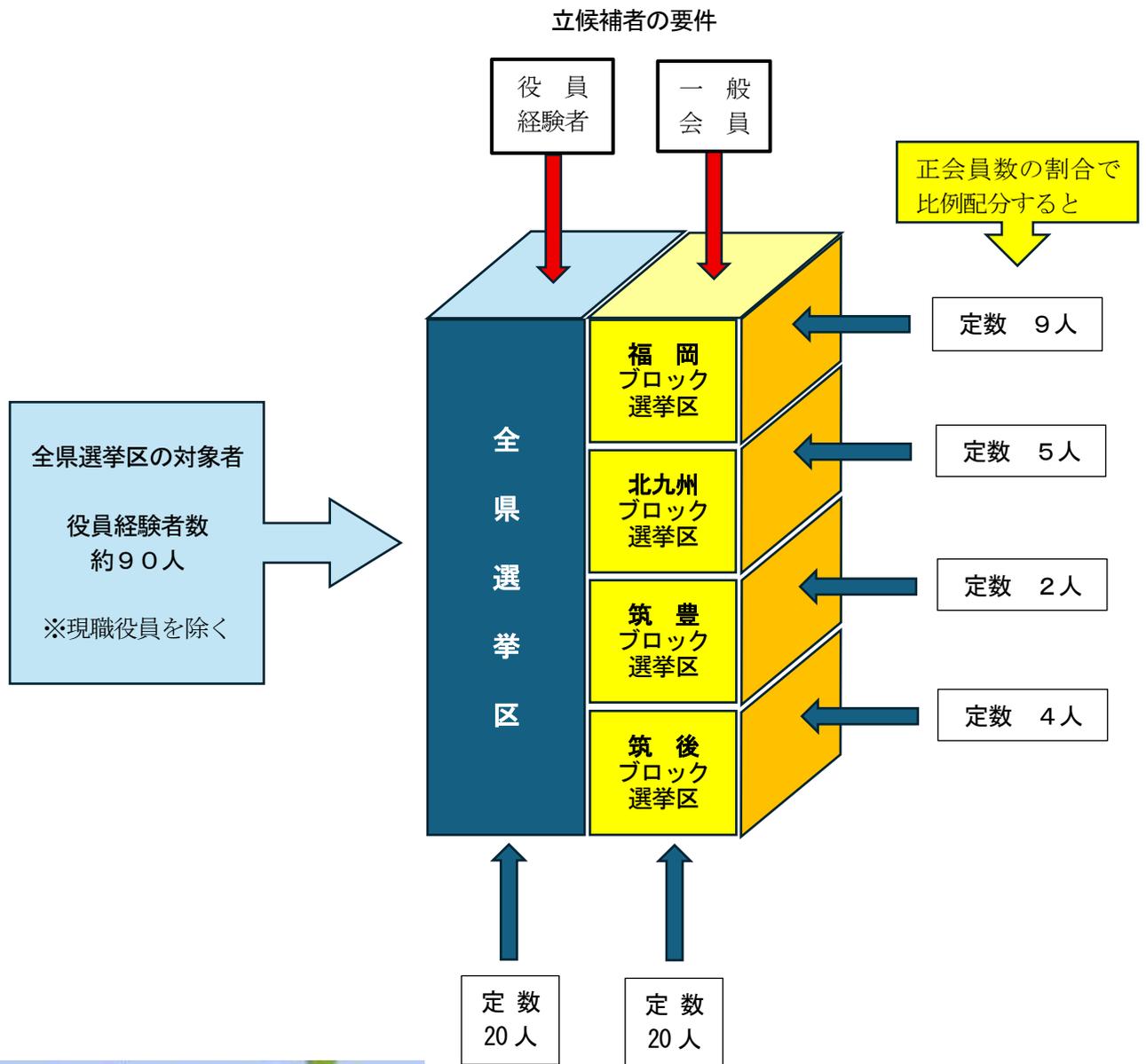
ブロック	対象市町村（自宅の住所地）
① 福岡ブロック	福岡市、宗像市、古賀市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、糸島市、福津市、那珂川市、糟屋郡
② 北九州ブロック	北九州市、中間市、行橋市、豊前市、遠賀郡、京都郡、築上郡
③ 筑豊ブロック	飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、田川郡、嘉穂郡
④ 筑後ブロック	小郡市、久留米市、筑後市、八女市、大川市、柳川市、大牟田市、朝倉市、うきは市、朝倉郡、三井郡、八女郡、三潞郡

【注】自宅が県外の場合は、勤務先の住所地とする。

【参考】代議員の選挙区の定数推計（イメージ）

※会員数を 2,000 人と仮定し、代議員定数が 40 人とした場合の各選挙区の定数推計値

【注】あくまで現時点の推計値であるため、2027 年度の稼働時点では会員数の変動により、多少の差異が生じる見込み。



公益社団法人福岡県社会福祉士会
選挙管理委員会規程（案）

規程第●号
2026年12月●日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員及び代議員選出規則第13条の規定に基づき、役員及び代議員を選出するため、選挙管理委員会を設置する。

（業務内容）

第2条 選挙管理委員会は、次の選挙運営活動全般の事務を行う。

- (1) 役員選出
- (2) 代議員選出
- 2 選挙管理委員会は、本会の正会員に対し会報に選挙の公示を行なうことにより、役員及び代議員の立候補者の公募、ならびにその受付を行い、それぞれ選任されるまでの間、選挙の管理執行を公正に行うことをその任務とする。
- 3 選挙管理委員会は、選挙運営活動事務の全部又は一部を選挙管理委員会以外の人又は団体に委託してはならない。

（選挙管理委員会委員の構成と定員）

第3条 選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）の定員は7名以上10名以内とし、次のとおり区分して選出する。

- (1) ブロックからの推薦枠 4名
- (2) 正会員による立候補枠 2名以上5名以内
- (3) 定款第66条第2項の事務局職員枠 1名

（委員の要件）

第4条 委員となる者は、次に掲げる要件をすべて満たなければならない。

- (1) 役員または代議員及び予備代議員ではないこと。
- (2) 役員に立候補すること、及び役員に立候補する者を推薦することはできない。
- (3) 代議員に立候補すること、及び代議員候補者の推挙をすることはできない。
- (4) 海外に在住していないこと。及び委員の任期中に海外に在住の予定が無いこと。
- (5) 本会の会費に未納、滞納が無いこと。
- (6) 本会の会員派遣調整手数料徴収対象者であって過去に未納が無いこと。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期8年を超えて選任されることはできないものとする。

- 2 委員が任期途中で欠け、第3条の定員の下限（7名）を下回ったときは、第3条の選出枠単位で再募集し選任することができる。再募集で選任された委員の任期は、前任委員の任期満了のときまでとする。
- 3 委員は、定時代議員総会開催日の半年前の12月末日までに選任され、4年後の12月末日までを目安として次期委員が選任されるまでとする。

（委員の選出方法）

第6条 委員の選出方法は、次のとおり第3条で規定する枠ごとに選出し、理事会の承認を経て確定する。

- (1) ブロックからの推薦枠
ブロック幹事会の承認を経て幹事の中から各1名を選出する。
- (2) 正会員による立候補枠
会報にて公募し、立候補により受け付ける。立候補者数が定員（2～3名）を超過したときは、理事会が完全な無作為の方法を用いて抽選を行い決する。
- (3) 定款第66条第2項の事務局職員枠
事務局長が常勤職員の中から1名を指名する。

（選挙管理委員長）

第7条 選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、選挙管理委員の互選により1名選出する。

- 2 委員長は、選挙管理委員会業務を総理する。
- 3 委員長は、必要に応じ副委員長を委員の中から1名選任することができる。

(委員名簿の公表)

第8条 前条で選出された委員は、会報、ホームページ等で次の内容を公開する。

- (1) 氏名及び氏名のふりがな
- (2) 第3条で規定する選出枠
- (3) 委員会内の役職（委員長または副委員長）
- (4) 任期

(委員会の開催)

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会は、開催後速やかに議事録を作成しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員は、無報酬とする。ただし、委員が職務上又は委員会活動のために要した必要経費（旅費交通費等）については、本会に請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 委員は、選挙管理委員会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(委員の解任)

第12条 委員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その委員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(改廃)

第13条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2026年12月●日から施行する。

【注】選挙管理委員の立候補届出用紙等の様式は、上記内容が確定してから作成します。

4 支部の組織及び運営に関する規程 制定案

公益社団法人福岡県社会福祉士会 支部の組織及び運営に関する規程（案）

規程第●号
2026年12月●日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第70条第3項の規定に基づき、支部の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（支部活動の趣旨）

第2条 支部は、第4条に定める区域を単位として、より県民に近い地域で行うことが望ましい事業を行う。

2 支部は、身近な県民のニーズの把握及び共有を図り、支援に必要な知識や技能の研鑽に努め、地域福祉の向上に寄与するものとする。

3 支部は、前項の地域住民ならびに会員の声を受け、本会理事会と共有し、本会の事業運営に反映できるよう努めるものとする。

（事業）

第3条 支部は、定款第4条ならびに第5条に定める事業のうち、身近な地域で展開することが望ましい事業を分掌する。

2 前項の事業分掌は、理事会の決議に基づき行う。

3 支部は、本会の組織強化のため、入会促進活動及びその広報活動を行う。

4 その他支部内で必要と思われる事業を行う。

（支部の設置）

第4条 支部は、複数の市町村を単位として、次の支部を設置する。その区域構成は別表のとおりとする。

（1）福岡支部

（2）北九州支部

（3）筑豊支部

（4）筑後支部

2 前項の支部設置は、所属する会員数、地域性等を考慮し、より効率的に活動することができるよう、理事会の決議により改編することができる。

（支部会員）

第5条 支部は、区域内に住所を有する正会員をもって組織する。ただし、住所が他県にある場合には、勤務先のある区域の支部に属するものとする。

2 支部会員は、本会会員として入会承認された時から支部に所属する。

（支部役員）

第6条 支部には、次の役員を置き、立候補した支部会員の中から選任するものとし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

（1）支部長 1名

（2）副支部長 1～3名

（3）会計 1～2名

（4）幹事 5～10名

2 支部長は、本会の理事とする。

3 副支部長は、原則として支部長が指名する。

4 会計は、原則として支部長が指名する。

5 幹事は、支部長の了承を得て選任される。

(支部役員の職務)

第7条 支部長は、支部を代表し、支部の事業運営を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が職務を遂行できない状況に陥った時、理事会の承認を得てその職務を代行する。
- 3 会計は、支部会計を適正に執行し、本会事務局会計担当者と常に連携する。
- 4 幹事は、支部事業の企画・運営を行う。

(支部役員の任期)

第8条 支部役員の任期は2年とし、連続4期(計8年)まで再任を妨げない。

- 2 支部役員の任期は、原則として西暦偶数年の4月1日から2年後の3月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支部長の任期は、理事としての任期に従うものとする。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協力員)

第9条 支部長は、運営上必要があるときは、支部会員の中から協力員を置くことができる。

- 2 協力員の任期は、特に定めない。

(役員会議)

第10条 支部の会議は以下の通りとする。

- (1) 定例役員会議
 - ア 事業計画及び収支予算に関すること
 - イ 事業報告及び決算報告に関すること
 - ウ その他支部の重要事項に関すること
- (2) 臨時役員会議
 - ア 事業運営(計画実施のための準備等)に関すること
 - イ その他支部活動に関すること
- 2 役員会議は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により出席できないときは、委任状を支部長に提出することにより出席とみなすことができる。
- 4 役員会議の議長は、支部長がこれに当たる。
- 5 役員会議の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会議の議事録)

第11条 役員会議を開催したときは、速やかに議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録は、支部長が直近の本会理事会に提出し、報告するものとする。

(支部会計)

第12条 支部の会計は、公益法人会計基準に従い適正に経理処理されるものとし、本会事務局会計担当者と常に連携する。

- 2 支部の事業計画に基づく収支予算案、決算報告案は、理事会でその承認を得るものとする。

(支部活動費)

第13条 支部活動費は、次に掲げるものを財源とし、理事会の承認を得て交付されるものとする。

- (1) 支部基礎活動交付金
- (2) 支部活動奨励交付金
- (3) 支部活動支援費
- (4) 組織強化費
- (5) その他研修会等の参加費
- 2 支部基礎活動交付金は、年会費の内、支部の会員数に一定額を乗じた額を支部の受取会費として配賦しこれを基礎最低財源とする他、本会が行う基幹的な事業を支部が地域で分担実施する場合の経費を各支部に一律に交付する。

- 3 支部活動奨励交付金は、支部が独自に行う事業展開について理事会が特に有益と判断した際に奨励金として交付する。
- 4 支部活動支援費は、支部の会員数規模を勘案して、事業運営のための資金不足を一部補助するもので、理事会の承認を得て額を決定する。
- 5 組織強化費は、正会員の入会促進活動の成果として、入会者数に一定額を乗じた額を、その翌年度の支部活動費の一部として加算する。
- 6 支部が独自開催した研修の参加費は、原則として支部の財源とすることとする。
- 7 第1項第1号から第4号にかかる交付額については、理事会が別に定める「支部活動費交付細則」で定める。

(改廃)

第14条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2026年12月●日から施行する。
- 2 この規程の制定をもって、「公益社団法人福岡県社会福祉士会ブロックの活動及び運営に関する規程」は廃止する。

別表 支部の区域構成

支 部	対 象 区 域
福 岡	福岡市、宗像市、古賀市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、糸島市 福津市、那珂川市、糟屋郡
北九州	北九州市、中間市、行橋市、豊前市 遠賀郡、京都郡、築上郡
筑 豊	飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市 鞍手郡、田川郡、嘉穂郡
筑 後	小郡市、久留米市、筑後市、八女市、大川市、柳川市、大牟田市、朝倉市 うきは市、みやま市、朝倉郡、三井郡、八女郡、三潞郡